平成２３年（フ）第１８１０８号
東京都東大和市向原３丁目10―６―408
債務者　境　　広美
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８１３９号
千葉県松戸市高塚新田512―10　梨香台団地１棟104
債務者　永山美佐子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８１６５号
埼玉県所沢市美原町１丁目2916―２―403
債務者　曽根　繁男
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８１６６号
埼玉県所沢市美原町１丁目2916―２―403
債務者　曽根　藤子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８１７３号
東京都板橋区高島平２丁目28―５―105
債務者　東　造酒雄
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８１９６号
東京都杉並区和泉４丁目15―15―106
債務者　松井利子こと　高　　利子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３１６７号
神奈川県綾瀬市大上６丁目20番９号　パークフェスティア柏台303
債務者　吉田　章彦
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６２７号
東京都東大和市向原３丁目10番地12―203号
債務者　猿渡　利嗣
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月７日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２５５号
北海道帯広市西17条北１丁目40番12―201号
債務者　宇佐美　紳
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第３２８号
北海道帯広市西17条北２丁目44番13号　ル・ソレイユⅢ205号室
債務者　谷川　和也
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１２５００号
東京都杉並区天沼２丁目13―20
債務者　工藤　孝弘
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月８日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６３６３号
東京都板橋区泉町33―３　第一清水コーポ103
債務者　増田　　孝
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月８日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６３８３号
東京都中野区南台２丁目７―２―103
債務者　春日　霊果
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月８日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６４１８号
東京都江戸川区西瑞江５丁目12―６―106
債務者　松田真由美
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月８日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６５２３号
東京都台東区浅草橋１丁目３―15―401
債務者　岡田　慎人
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月８日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６５４３号
東京都品川区北品川２丁目26―20―403
債務者　田井　由美（旧姓鷹箸）
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月８日午後４時
東京地方裁判所民事第20部